



18春闘勝利!!

中央闘争ニュース

2018年3月9日

第 5 号

郵政ユニオン

中央闘争委員会

～3月7日、第3回賃金交渉報告～

「均等待遇は社会的な喫緊の課題、前向きな回答」を求める

会社は「踏み込んだとりくみ」の考え方を示す！

郵政ユニオンは3月3日ストライキ権を批准し、中央執行委員会を中央闘争委員会に改編し闘争体制を確立しました。これを受け7日、第3回賃金交渉を行いました。

第3回賃金交渉では組合要求に対する会社回答の考え方が示されました。その中では、グループ主要3社を取り巻く経営環境の厳しさが改めて強調され、経済要求に対しては昨年に引き続き「非常に高すぎる要求であり、とても満額回答できるものではない」と発言しました。その一方で、均等待遇等については「『働き方改革』関連法案が今国会にも提出される見込みであり、その中で「同一労働・同一賃金」に関する項目については、期間雇用社員の処遇改善を主眼に置いた法案であることは会社も理解している。会社としてもこれまで以上に踏み込んだとりくみをしていくべきだということ考えている」と従来にない考え方を示してきました。また、要員不足に関しても「特に日本郵便の郵便・物流事業については要員不足が深刻な事業所もあると認識している」とし、「正社員の長時間労働の是正を考慮した上で、要員を配置していくという考え方」という方向性を示しました。

これに対し、組合は、「厳しさを強調するが、第3四半期決算状況は過去にベアを行った時点と遜色がない」ことを指摘。「マイナス金利や郵便料金値上げなどネガティブな要素はあっても、とりわけ厳しい環境にあっても金融部門は好業績であり、社員の頑張りに報いる月例給与の引き上げを行うべき」と迫りました。

また、均等待遇要求に対する郵政の回答については社会的にも大きく注目されている点を指摘、その点からも喫緊の課題であり要請であることを改めて強調し、それに応える前向きな回答を強く求めました。また、それに関わる財源（コスト）は第一義的には内部留保の活用を含めた会社の持ち出しで行うべきことを主張しました。

スト権確立、3月8日、「10日前通知」行う

交渉の最後に本部は、郵政ユニオンが高批准でストライキ権を確立したことに触れ、争議権の実際の行使は最終回答を見て判断するとの「スト通知」を会社に行いました。翌日の3月8日、グループ4社、及び厚労省、中労委に対し、「10日前予告通知」を行いました。

春闘は学習も大切！

安周栄・常葉大学准教授を迎え

「最賃闘争」で韓国の先進的とりくみに学ぶ

～「郵政非正規労働者のつどい」が学習と交流で大成功～



200人が結集した「3・5本社前集会」の前日の3月4日、東京・豊島区で「郵政非正規労働者のつどい」が開催され、全国から70人が参加し、学習と交流を行いました。

「韓国の最賃闘争に学ぶ」と題した学習会の講師には常葉大学法学部の安周永（アン・ジュヨン）准教授を迎え、2020年までに最低賃金1万ウォン（概ね1千

円）を実現する道筋を示した韓国における最賃闘争の「いま」を学びました。

安准教授は、韓国のナショナルセンターの戦略として、最賃を決定する政労使の委員会に、貧困と正面から向き合っている労働組合や団体を労働者代表として送り出したこと、そのことによって組織労働者以外にも大きく運動が広がったこと、さらに組合の形態も企業別組合から産業別組合に踏み出そうとしていること等を紹介しました。安氏は後半の懇親会にも参加され、「講師として呼ばれたが、こちらが皆さんから多いに学ばせていただいた」と語っておられました。

続いて3名の西日本20条裁判原告が、勝利報告と今後の決意を込めてそれぞれ発言、周囲に支えられ、巻き込みながら、一歩ずつ前進してきた、労働者に寄り添う労働組合とともに職場や社会を変えていきたいと述べました。

第2部は、同じ会場で懇親交流会が行われ、参加した非正規の仲間が職場での悩みや思いを発言する一方、「ストに感銘した」「一人では何もできなかったが加入してモノが言えるようになった」「20条裁判で希望が見えた」「周囲の人も注目している」など、組織の内外から私たちの活動に期待が寄せられていることが報告されました。

